

## 昭和三十九年運輸省令第六十二号

### 特殊貨物船舶運送規則

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十四条ノ二及び第二十八条の規定に基づき、穀類その他の特殊貨物船舶運送規則を次のように定める。

目次

- 第一章 総則（第一条第一項の四）
- 第二章 固体貨物のばら積み運送
- 第三章 木材の甲板積み運送
- 第四章 雜則（第三十二条第一項第三十三条の二）
- 第五章 罰則（第三十四条第一項第三十八条）

### 第一節 固体貨物のばら積み運送

- 一 第十五条（第一項の五）
- 二 第十六条（第一項の二）
- 三 第十七条（第一項の二）
- 四 第十八条（第一項の二）
- 五 第十九条（第一項の二）
- 六 第二十一条（第一項の二）
- 七 第二十二条（第一項の二）
- 八 第二十三条（第一項の二）
- 九 第二十四条（第一項の二）
- 十 第二十五条（第一項の二）

### 第二節 液状化等物質のばら積み運送

- 一 第二十九条（第一項の二）
- 二 第三十一条（第一項の二）
- 三 第三十二条（第一項の二）
- 四 第三十三条（第一項の二）
- 五 第三十四条（第一項の二）
- 六 第三十五条（第一項の二）
- 七 第三十六条（第一項の二）
- 八 第三十七条（第一項の二）
- 九 第三十八条（第一項の二）
- 十 第三十九条（第一項の二）

### 第三節 総則

- 一 第四十一条（第一項の二）
- 二 第四十二条（第一項の二）
- 三 第四十三条（第一項の二）
- 四 第四十四条（第一項の二）
- 五 第四十五条（第一項の二）
- 六 第四十六条（第一項の二）
- 七 第四十七条（第一項の二）
- 八 第四十八条（第一項の二）
- 九 第四十九条（第一項の二）
- 十 第五十条（第一項の二）

### 附則

（通則）  
**第一条 船舶による貨物（危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第二条第一号に規定する危険物及び同条第一号の二に規定するばら積み液体危険物を除く。以下同じ。）の運送であつて、船舶航行上の危険を防止するため特別な注意を必要とするものについては、他の命令の規定によるほか、この規則の定めるところによる。（特殊な船舶）**

**第二条 特殊の構造又は形状を有する船舶で地方運輸局長（運輸監理部長並びに運輸支局（地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）別表第二第一号に掲げる運輸支局（福岡運輸支局を除く。）を除く。）、同令別表第五第二号に掲げる海事事務所の長及び内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十七条规定により沖縄総合事務局におかれて事務所で地方運輸局において所掌することとされている事務のうち国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十二条第二項に規定する事務を分掌するものの長を含む。以下同じ。）がこの省令の規定を適用することが妥当でないと認めるものによる船舶航行上の危険を防止するため特別な注意を必要とす**

る貨物の運送の基準については、この省令の規定にかかわらず、地方運輸局長の指示するところによる。

（資料の提出）

船舶航行上の危険を防止するため特別な注意を必要とする貨物の運送を行う場合に、固體貨物をばら積みして運送する場合及び

貨物ユニット（自動車、コンテナ、パレット、ポータブルタンクその他の輸送用器具をいう。以下同じ。）に収納して運送する場合を含む。）

合（固体貨物をばら積みして運送する場合及び

ボーダー（自動車、コンテナ、パレット、ポータブルタンクその他の輸送用器具をいう。以下同じ。）に収納して運送する場合を含む。）

には、荷送人（貨物ユニットに収納して運送する場合には、当該貨物ユニットの荷送人）は、船積み前に、次の各号に掲げる事項を記載した資料を提出しなければならない。ただし、本邦各港間ににおいて運送する場合には、船積み前に、次の各号に掲げる事項を記載した資料を提出しなければならない。

（一）荷送人の氏名又は名称及び住所

（二）荷受人の氏名又は名称及び住所

（三）貨物の品名（貨物ユニットに収納して運送する場合を除く。）

（四）貨物の特性（液状化等物質（航行中に液状化するおそれ又は動的分離を起こすおそれのある微細な粒状物質をいう。以下同じ。）、固体化学物質（船舶にばら積みして運送する場合において化学的な危険性を有することとなる固体の物質をいう。以下同じ。）液状化等物質であり、かつ、固体化学物質である物質又はその他の物質の別（固体貨物をばら積みして運送する場合に限る。）及び移動の可能性を含む。）（貨物ユニットに収納して運送する場合を除く。）

（五）貨物の質量（貨物ユニットに収納して運送する場合には、貨物ユニットの質量及び収納されている物の質量を合計した質量）（船舶行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第十九条の三に規定する質量の確定）

（六）貨物をコンテナ（船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第十七条第一項の規定により沖縄総合事務局におかれる事務所で地方運輸局において所掌することとされている事務のうち国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十二条第二項に規定する事務を分掌するものの長を含む。以下同じ。）がこの省令の規定を適用することが妥当でないと認めるものによる船航行上の危険を防止するため特別な注意を必要とする

次の各号のいずれかの方法により確定しなければならない。ただし、本邦各港間ににおいて運送する場合には、当該貨物ユニットを当該船舶に固定するための固縛設備の性能並びに固定箇所及び繩索の強度について特に注意しなければならない。

（一）貨物が収納されているコンテナの質量を、個別に計量し、その合計を計算する方法

（二）コンテナの荷送人は、船積み前に、前項の規定により確定した質量を記載した資料をコンテナヤード代表者（コンテナの船積みを行う場所における船舶ごとの船積みについて責任を有し、自ら当該作業の指揮監督をする者であつて、船長以外のものをいう。次項及び第三十七条第二項において同じ。）に提出しなければならない。

（三）前項及び前項の規定により提出された資料に記載された質量が第一項の規定により確定されたものでなければ、コンテナを船積みしてはならない。

（四）コンテナの荷送人は、船積み前に、前項の規定により確定した質量を記載した資料をコンテナヤード代表者（コンテナの船積みを行う場所における船舶ごとの船積みについて責任を有し、自ら当該作業の指揮監督をする者であつて、船長以外のものをいう。次項及び第三十七条第二項において同じ。）に提出しなければならない。

（五）コンテナの荷送人は、船積み前に、前項の規定により確定した質量を記載した資料をコンテナヤード代表者（コンテナの船積みを行う場所における船舶ごとの船積みについて責任を有し、自ら当該作業の指揮監督をする者であつて、船長以外のものをいう。次項及び第三十七条第二項において同じ。）に提出しなければならない。

（六）コンテナの荷送人は、船積み前に、前項の規定により確定した質量を記載した資料をコンテナヤード代表者（コンテナの船積みを行う場所における船舶ごとの船積みについて責任を有し、自ら当該作業の指揮監督をする者であつて、船長以外のものをいう。次項及び第三十七条第二項において同じ。）に提出しなければならない。

（七）コンテナの荷送人は、船積み前に、前項の規定により確定した質量を記載した資料をコンテナヤード代表者（コンテナの船積みを行う場所における船舶ごとの船積みについて責任を有し、自ら当該作業の指揮監督をする者であつて、船長以外のものをいう。次項及び第三十七条第二項において同じ。）に提出しなければならない。

（八）コンテナの荷送人は、船積み前に、前項の規定により確定した質量を記載した資料をコンテナヤード代表者（コンテナの船積みを行う場所における船舶ごとの船積みについて責任を有し、自ら当該作業の指揮監督をする者であつて、船長以外のものをいう。次項及び第三十七条第二項において同じ。）に提出しなければならない。

（九）コンテナの荷送人は、船積み前に、前項の規定により確定した質量を記載した資料をコンテナヤード代表者（コンテナの船積みを行う場所における船舶ごとの船積みについて責任を有し、自ら当該作業の指揮監督をする者であつて、船長以外のものをいう。次項及び第三十七条第二項において同じ。）に提出しなければならない。

（十）コンテナの荷送人は、船積み前に、前項の規定により確定した質量を記載した資料をコンテナヤード代表者（コンテナの船積みを行う場所における船舶ごとの船積みについて責任を有し、自ら当該作業の指揮監督をする者であつて、船長以外のものをいう。次項及び第三十七条第二項において同じ。）に提出しなければならない。

（十一）コンテナの荷送人は、船積み前に、前項の規定により確定した質量を記載した資料をコンテナヤード代表者（コンテナの船積みを行う場所における船舶ごとの船積みについて責任を有し、自ら当該作業の指揮監督をする者であつて、船長以外のものをいう。次項及び第三十七条第二項において同じ。）に提出しなければならない。

（十二）コンテナの荷送人は、船積み前に、前項の規定により確定した質量を記載した資料をコンテナヤード代表者（コンテナの船積みを行う場所における船舶ごとの船積みについて責任を有し、自ら当該作業の指揮監督をする者であつて、船長以外のものをいう。次項及び第三十七条第二項において同じ。）に提出しなければならない。

（十三）コンテナの荷送人は、船積み前に、前項の規定により確定した質量を記載した資料をコンテナヤード代表者（コンテナの船積みを行う場所における船舶ごとの船積みについて責任を有し、自ら当該作業の指揮監督をする者であつて、船長以外のものをいう。次項及び第三十七条第二項において同じ。）に提出しなければならない。

（十四）コンテナの荷送人は、船積み前に、前項の規定により確定した質量を記載した資料をコンテナヤード代表者（コンテナの船積みを行う場所における船舶ごとの船積みについて責任を有し、自ら当該作業の指揮監督をする者であつて、船長以外のものをいう。次項及び第三十七条第二項において同じ。）に提出しなければならない。

（十五）コンテナの荷送人は、船積み前に、前項の規定により確定した質量を記載した資料をコンテナヤード代表者（コンテナの船積みを行う場所における船舶ごとの船積みについて責任を有し、自ら当該作業の指揮監督をする者であつて、船長以外のものをいう。次項及び第三十七条第二項において同じ。）に提出しなければならない。

（十六）コンテナの荷送人は、船積み前に、前項の規定により確定した質量を記載した資料をコンテナヤード代表者（コンテナの船積みを行う場所における船舶ごとの船積みについて責任を有し、自ら当該作業の指揮監督をする者であつて、船長以外のものをいう。次項及び第三十七条第二項において同じ。）に提出しなければならない。

（十七）コンテナの荷送人は、船積み前に、前項の規定により確定した質量を記載した資料をコンテナヤード代表者（コンテナの船積みを行う場所における船舶ごとの船積みについて責任を有し、自ら当該作業の指揮監督をする者であつて、船長以外のものをいう。次項及び第三十七条第二項において同じ。）に提出しなければならない。

（十八）コンテナの荷送人は、船積み前に、前項の規定により確定した質量を記載した資料をコンテナヤード代表者（コンテナの船積みを行う場所における船舶ごとの船積みについて責任を有し、自ら当該作業の指揮監督をする者であつて、船長以外のものをいう。次項及び第三十七条第二項において同じ。）に提出しなければならない。

（十九）コンテナの荷送人は、船積み前に、前項の規定により確定した質量を記載した資料をコンテナヤード代表者（コンテナの船積みを行う場所における船舶ごとの船積みについて責任を有し、自ら当該作業の指揮監督をする者であつて、船長以外のものをいう。次項及び第三十七条第二項において同じ。）に提出しなければならない。

（二十）コンテナの荷送人は、船積み前に、前項の規定により確定した質量を記載した資料をコンテナヤード代表者（コンテナの船積みを行う場所における船舶ごとの船積みについて責任を有し、自ら当該作業の指揮監督をする者であつて、船長以外のものをいう。次項及び第三十七条第二項において同じ。）に提出しなければならない。

（二十一）コンテナの荷送人は、船積み前に、前項の規定により確定した質量を記載した資料をコンテナヤード代表者（コンテナの船積みを行う場所における船舶ごとの船積みについて責任を有し、自ら当該作業の指揮監督をする者であつて、船長以外のものをいう。次項及び第三十七条第二項において同じ。）に提出しなければならない。

（二十二）コンテナの荷送人は、船積み前に、前項の規定により確定した質量を記載した資料をコンテナヤード代表者（コンテナの船積みを行う場所における船舶ごとの船積みについて責任を有し、自ら当該作業の指揮監督をする者であつて、船長以外のものをいう。次項及び第三十七条第二項において同じ。）に提出しなければならない。

（二十三）コンテナの荷送人は、船積み前に、前項の規定により確定した質量を記載した資料をコンテナヤード代表者（コンテナの船積みを行う場所における船舶ごとの船積みについて責任を有し、自ら当該作業の指揮監督をする者であつて、船長以外のものをいう。次項及び第三十七条第二項において同じ。）に提出しなければならない。

（二十四）コンテナの荷送人は、船積み前に、前項の規定により確定した質量を記載した資料をコンテナヤード代表者（コンテナの船積みを行う場所における船舶ごとの船積みについて責任を有し、自ら当該作業の指揮監督をする者であつて、船長以外のものをいう。次項及び第三十七条第二項において同じ。）に提出しなければならない。

（二十五）コンテナの荷送人は、船積み前に、前項の規定により確定した質量を記載した資料をコンテナヤード代表者（コンテナの船積みを行う場所における船舶ごとの船積みについて責任を有し、自ら当該作業の指揮監督をする者であつて、船長以外のものをいう。次項及び第三十七条第二項において同じ。）に提出しなければならない。

（二十六）コンテナの荷送人は、船積み前に、前項の規定により確定した質量を記載した資料をコンテナヤード代表者（コンテナの船積みを行う場所における船舶ごとの船積みについて責任を有し、自ら当該作業の指揮監督をする者であつて、船長以外のものをいう。次項及び第三十七条第二項において同じ。）に提出しなければならない。

（二十七）コンテナの荷送人は、船積み前に、前項の規定により確定した質量を記載した資料をコンテナヤード代表者（コンテナの船積みを行う場所における船舶ごとの船積みについて責任を有し、自ら当該作業の指揮監督をする者であつて、船長以外のものをいう。次項及び第三十七条第二項において同じ。）に提出しなければならない。

（二十八）コンテナの荷送人は、船積み前に、前項の規定により確定した質量を記載した資料をコンテナヤード代表者（コンテナの船積みを行う場所における船舶ごとの船積みについて責任を有し、自ら当該作業の指揮監督をする者であつて、船長以外のものをいう。次項及び第三十七条第二項において同じ。）に提出しなければならない。

（二十九）コンテナの荷送人は、船積み前に、前項の規定により確定した質量を記載した資料をコンテナヤード代表者（コンテナの船積みを行う場所における船舶ごとの船積みについて責任を有し、自ら当該作業の指揮監督をする者であつて、船長以外のものをいう。次項及び第三十七条第二項において同じ。）に提出しなければならない。

（三十）コンテナの荷送人は、船積み前に、前項の規定により確定した質量を記載した資料をコンテナヤード代表者（コンテナの船積みを行う場所における船舶ごとの船積みについて責任を有し、自ら当該作業の指揮監督をする者であつて、船長以外のものをいう。次項及び第三十七条第二項において同じ。）に提出しなければならない。

（三十一）コンテナの荷送人は、船積み前に、前項の規定により確定した質量を記載した資料をコンテナヤード代表者（コンテナの船積みを行う場所における船舶ごとの船積みについて責任を有し、自ら当該作業の指揮監督をする者であつて、船長以外のものをいう。次項及び第三十七条第二項において同じ。）に提出しなければならない。

（三十二）コンテナの荷送人は、船積み前に、前項の規定により確定した質量を記載した資料をコンテナヤード代表者（コンテナの船積みを行う場所における船舶ごとの船積みについて責任を有し、自ら当該作業の指揮監督をする者であつて、船長以外のものをいう。次項及び第三十七条第二項において同じ。）に提出しなければならない。

（三十三）コンテナの荷送人は、船積み前に、前項の規定により確定した質量を記載した資料をコンテナヤード代表者（コンテナの船積みを行う場所における船舶ごとの船積みについて責任を有し、自ら当該作業の指揮監督をする者であつて、船長以外のものをいう。次項及び第三十七条第二項において同じ。）に提出しなければならない。

（三十四）コンテナの荷送人は、船積み前に、前項の規定により確定した質量を記載した資料をコンテナヤード代表者（コンテナの船積みを行う場所における船舶ごとの船積みについて責任を有し、自ら当該作業の指揮監督をする者であつて、船長以外のものをいう。次項及び第三十七条第二項において同じ。）に提出しなければならない。

（三十五）コンテナの荷送人は、船積み前に、前項の規定により確定した質量を記載した資料をコンテナヤード代表者（コンテナの船積みを行う場所における船舶ごとの船積みについて責任を有し、自ら当該作業の指揮監督をする者であつて、船長以外のものをいう。次項及び第三十七条第二項において同じ。）に提出しなければならない。

（三十六）コンテナの荷送人は、船積み前に、前項の規定により確定した質量を記載した資料をコンテナヤード代表者（コンテナの船積みを行う場所における船舶ごとの船積みについて責任を有し、自ら当該作業の指揮監督をする者であつて、船長以外のものをいう。次項及び第三十七条第二項において同じ。）に提出しなければならない。

（三十七）コンテナの荷送人は、船積み前に、前項の規定により確定した質量を記載した資料をコンテナヤード代表者（コンテナの船積みを行う場所における船舶ごとの船積みについて責任を有し、自ら当該作業の指揮監督をする者であつて、船長以外のものをいう。次項及び第三十七条第二項において同じ。）に提出しなければならない。

又は同条第十八号の車両区域を有する船舶を用う。）により貨物ユニットを荷役し、又は運送する場合には、当該貨物ユニットを当該船舶に固定するための固縛設備の性能並びに固定箇所及び繩索の強度について特に注意しなければならない。

（適用）  
**第一章の二 穀類のばら積み運送**

船舶に穀類をばら積みして運送する場合には、この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによること。

（一）穀類 小麦、とうもろこし、えん麦、ライ麦、大麦、米、豆及び種子並びにこれらの加工されたものであつてその性状が加工前の性状に類似しているものをいう。

（二）満載区画室 ばら積みの穀類が満載されている区画室をいう。

（三）部分積載区画室 ばら積みの穀類が積載されている区画室であつて満載区画室以外のものをいう。

（四）共通積載区画室 二以上の区画室を一つの区画室としてばら積みの穀類が積載されているものをいう。

（五）区画室 ばら積みの穀類が積載されている区画室をいう。

（六）穀類の積付率（質量一トン当たりの容積（立方メートル））をいう。以下同じ。）

（七）荷繩りの方法

（八）穀類の密度（容積一立方メートル当たりの質量（キログラム））をいう。以下同じ。）

（九）バルクキャリア（船舶区画規程（昭和二十七年運輸省令第九十七号）第二条第四項に規定するバルクキャリアをいう。以下同じ。）

（十）ロールオン・ロールオフ船（船舶防火構造規則（昭和五十五年運輸省令第十一号）第二条第十七号の二のロールオン・ロールオフ貨物区域

(荷繩り)  
第四条 区画室に穀類をばら積みする場合には、次に掲げる荷繩りを行わなければならない。ただし、地方運輸局長が区画室の構造等について適当と認めた場合であつてばら積みの穀類がハッチの頂部まで満載されたときは、この限りで一満載する場合にあつては、可能な限り甲板及びハッチ・カバーの下方に空間を生じないようすること。

二 その他の場合にあつては、穀類の表面を平らにすること。

(ハッチ・カバーの固定)

第五条 区画室のハッチは、ハッチ・カバーにより閉鎖し、かつ、当該ハッチ・カバーを確実に固定しなければならない。ただし、当該ハッチ・カバーの上にばら積みの穀類その他の貨物を積載する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合においては、ハッチ・カバーの接合部をテーピングすることにより、又はハッチ・カバー全体をターポリンその他の強い布で包むことにより、ハッチ・カバーから穀類が漏れないようにしなければならない。(ファイダーアー及びトランク)

第六条 穀類をばら積みして運送する船舶のファイダーアー及びトランクは、穀類の圧力を耐える強さを有し、穀類の漏れない構造のものであり、かつ、船体に強固に取り付けられたものでなければならない。(復原性の要件)

第七条 船舶に穀類をばら積みして運送する場合には、地方運輸局長の承認を受けた穀類積載資料に基づいて計算した該船舶の復原性が、すべての使用状態において、次に掲げる要件に適合していなければならぬ。

一 ばら積みの穀類の横移動による船舶の横傾斜角は、当該船舶の直立状態から $\pm 15^\circ$ までに達するまでの横傾斜角(その横傾斜角が十二度を超えるときは、十二度)以下であること。

二 復原力曲線図において傾斜偶力でこ曲線(直角座標において、横軸に船舶の横傾斜角を、縦軸に船舶の傾斜偶力でこをとり、ばら積みの穀類の横移動に起因する傾斜偶力でこを表示した曲線をいう。)及び復原力曲線(船舶復原性規則(昭和三十一年運輸省令第七十六号)第二条第八項の復原力曲線をい

う。)で囲まれる部分のうち、この二の曲線の縦座標の差が最大となる角度、四十度又は八十度である。

三 船内における液体の自由表面による影響を補正した後の横メタセントラル高さは、〇・三メートル以上である。

2 告示で定める外國の政府の承認を受けた穀類積載資料は、前項の規定の適用については、地方運輸局長の承認を受けた穀類積載資料とみなす。

(穀類積載資料の承認)

第八条 前条第一項の承認を受けようとする者は、穀類積載資料承認申請書(第一号様式)に穀類積載資料二部を添えて地方運輸局長に提出しなければならない。

2 前項の穀類積載資料には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 船舶番号

二 船舶の要目

三 満載区画室(共通積載区画室を除く)、部分積載区画室(共通積載区画室を除く)及び共通積載区画室ごとの容積、容積中心の垂直位置及びばら積みの穀類の横移動に起因する傾斜偶力

四 前条第一項第一号及び第二号に掲げる要件に適合することとなる傾斜偶力の最大値

五 海中における最悪の積載状態

六 軽荷時の排水量及び型基線と船体中央部断面との交点から重心までの垂直距離(船舶復原性規則第四条の規定に従つて行つた傾斜試験の結果を用いて算定する。)

七 船内における液体の自由表面による影響についての補正

八 区画室ごとの載貨の量に応じた重心位置

九 船長の手引とするための計算例

十 穀類の横移動を制限する方法並びにこれに用いられるものの配置、寸法、強度及び取付方法

十一 その他必要な事項

十二 地方運輸局長は、第一項の申請があつた場合に、当該穀類積載資料が船舶の復原性の計算を行つたための資料として適當であると認めたときは、承認しなければならない。この場合においては、承認しなければならない。

て、承認は、穀類積載資料に承認した旨を記入し、一部を申請者に返付することにより行う。

(穀類積載資料の保管)

第九条 船長は、船舶に穀類をばら積みし、及び運送する間、地方運輸局長又は第七条第二項の告示で定める外國の政府の承認を受けた当該船舶に関する穀類積載資料を船内に保管しておかなければならぬ。

(縦通荷止板)

第十条 穀類をばら積みした区画室に次に掲げる要件(共通積載区画室にあつては、第一号に掲げる要件に限る。)に適合する縦通荷止板を設ける場合には、第七条第一項の復原性は、当該区画室内におけるばら積みの穀類の横移動が当該縦通荷止板により制限されるものとみなして計算することができる。

一 穀類の圧力を耐える強さを有し、穀類の漏れない構造のものであり、かつ、船体に強度に取り付けられたものであること。

二 ばら積みの穀類が満載されている下部船倉(最下層甲板下の船倉の部分(甲板が一層の場所にあつては、船倉全部)をいう。以下同じ。)に設ける縦通荷止板にあつては、甲板又はハッチ・カバーの下面から次に掲げる位置のうちいずれか下方の位置まで達する。

イ ハッチサイド・ガーダ又はその延長部の下端より〇・六メートル下方の位置

ロ ばら積みの穀類の横移動が生じた場合において、当該移動後の穀類の表面が当該縦通荷止板と接する点より〇・六メートル下方の位置

三 ばら積みの穀類が満載されている区画室であつて下部船倉以外のものに設ける縦通荷止板にあつては、甲板から甲板まで達するところ。

四 部分積載区画室に設ける縦通荷止板にあつては、穀類の表面より当該部分積載区画室の最大幅の八分の一に相当する高さの位置から穀類の表面よりこれに相当する深さの位置まで達すること。

五 地方運輸局長は、第一項の申請があつた場合に、当該穀類積載資料が船舶の復原性の計算を行つたための資料として適當であると認めたときは、承認しなければならない。

六 船内における液体の自由表面による影響についての補正

七 区画室ごとの載貨の量に応じた重心位置

八 船長の手引とするための計算例

九 穀類の横移動を制限する方法並びにこれに用いられるものの配置、寸法、強度及び取付方法

十 その他必要な事項

十一 地方運輸局長は、第一項の申請があつた場合に、当該穀類積載資料が船舶の復原性の計算を行つたための資料として適當であると認めたときは、承認しなければならない。

一 ハッチの下方の穀類を、甲板線から、船舶の型幅に応じ、次の表に定める深さ以上の深さの深皿状に荷繩りし、その全表面に帆布その他の強い布を敷き、かつ、同表面に定める深さの二分の一以上の深さまでハッチサイド・ガーダ等の構造物と接するように、当該布の上をハッチの頂部まで袋入り穀類その他の適当な貨物で満たす措置

備考  
船舶の型幅(メートル)  
深さ(メートル)  
9.1以下  
1.8.3以上  
1.8.3以上  
1.1.2  
1.8

二 その他地方運輸局長が前号に掲げる措置と同等の効力を有するものと認める措置

(穀類の上押え等)

二 その他の方の位置まで袋入り穀類その他の適当な貨物で上押えする場合には、第七条第一項の強い布又は木製の適当な敷台で覆い、かつ、当該穀類の表面から次に掲げる位置のうちいずれか下方の位置まで達する。

一 二の他の方の位置まで袋入り穀類その他の適当な貨物で上押えする場合には、第七条第一項の強い布又は木製の適当な敷台で覆い、かつ、当該穀類の表面から次に掲げる位置のうちいずれか下方の位置まで達する。

二 二の他の方の位置まで袋入り穀類その他の適当な貨物で上押えする場合には、第七条第一項の強い布又は木製の適当な敷台で覆い、かつ、当該穀類の表面から次に掲げる位置のうちいずれか下方の位置まで達する。

一 二の他の方の位置まで袋入り穀類その他の適当な貨物で上押えする場合には、第七条第一項の強い布又は木製の適当な敷台で覆い、かつ、当該穀類の表面から次に掲げる位置のうちいずれか下方の位置まで達する。



間、当該証明書を船内に保管しておかなければならぬ。

4 貨物の船積み地を管轄する外国政府からばら積み固体貨物積載証明書に相当する証明書の交付を受けた船長は、固体貨物をばら積みし、及び運送する間、当該証明書を船内に保管しておかなければならぬ。

(荷繩り)  
第十五条の四 船舶に固体貨物をばら積みして運送する場合には、船長は、当該船舶に関し次に掲げる事項を記載した資料を作成し、船内に保管しておかなければならぬ。

一 船舶復原性規則第七条の規定により算定した船舶の重心の位置、復原てこ、横搖れ周期その他の復原性に関する事項。

二 船舶に固体貨物をばら積みして運送する場合には、荷崩れを最小限にとどめ、船舶が全航海を通じて十分な復原性を維持できるよう、次に掲げる荷繩りを行わなければならない。

一 満載する場合には、可能な限り甲板及びハッチ・カバーの下方に空間を生じないようにすること。

二 その他の場合には、貨物の表面を両げんに至るまで平らにすることにより、又は十分な強度の縦通荷止板を設けることにより貨物の横移動を制限すること。

三 多層甲板船において、下部船倉のみ貨物を積載する場合には、可能な限り重量の負担が均等になるようにすること。

(ハッチの閉鎖)  
第十五条の五 甲板間に固体貨物をばら積みして運送する場合には、甲板構造に過大な負荷がかからないようにし、かつ、下部船倉のハッチが開いたままで船底構造に受け入れられない応力が発生するときは、当該ハッチを開鎖しなければならない。

2 (通風装置)  
第十五条の六 第十五条の三の二各号の積載方法において通風が必要とされた固体貨物をばら積みして運送する船舶の通風装置は、積載場所から居住区域（船舶防火構造規則第二条第十四号の居住区域をいう）業務区域（同令第二条第十六号の業務区域をいう）及び制御場所（同令第二条第二十二号の制御場所をいう）に有毒なガス又は蒸気が侵入しないように配置しない（粉じんの処理）  
第十五条の五の三 船舶に固体貨物をばら積みして運送する場合には、積載場所の密閉その他の粉じんの飛散を防止するために必要な措置を講じなければならない。（粉じんの処理）

#### (資料の作成等)

第十五条の六 船舶に固体貨物をばら積みして運送する場合には、船長は、当該船舶に関し次に掲げる事項を記載した資料を作成し、船内に保管しておかなければならぬ。

一 船舶復原性規則第七条の規定により算定した船舶の重心の位置、復原てこ、横搖れ周期その他の復原性に関する事項。

二 バラスト・ポンプの注排水能力

三 内底板の単位面積当たりの最大許容荷重

四 船倉ごとの最大許容荷重

五 荷役作業中又は航海中における船体の最大許容せん断力及び最大許容曲げモーメント

六 荷役作業中又は航海中における船体の強度

七 前項の資料には、英語の訳文を付さなければならぬ。

八 管海官庁は、前項の船舶が損傷時の復原性の要件及び船体の構造の要件に適合する場合は、当該資

料を管海官庁に提示しなければならない。

九 船長は、第一項の資料を作成した場合は、当該資

料を管海官庁に提示しなければならない。

十 本邦内において荷役作業を行おうとするときは、荷役計画書を当該荷役作業を行う船舶貨物ターミナルの所在地を管轄する地方運輸局に提出しなければならない。提出した荷役計画書に変更があつたときも、同様とする。

十一 船長は、本邦内において荷役作業を行おうとするときは、荷役計画書を当該荷役作業を行う船舶貨物ターミナルの所在地を管轄する地方運輸局に提出しなければならない。提出した荷役計画書に変更があつたときも、同様とする。

十二 第十五条の六第一項第一号に掲げる事項を考慮して適切に行うこと。

十三 船体に損傷を与えないように行うこと。

十四 考慮して適切に行うこと。

十五 船体に損傷を与えないように行うこと。

十六 考慮して適切に行うこと。

十七 考慮して適切に行うこと。

十八 考慮して適切に行うこと。

十九 考慮して適切に行うこと。

二十 考慮して適切に行うこと。

二十一 考慮して適切に行うこと。

二十二 考慮して適切に行うこと。

二十三 考慮して適切に行うこと。

二十四 考慮して適切に行うこと。

#### 四 前条第一項第六号に掲げる指示及び制限に従つてること。

船長は、荷役計画書を変更しようとするときは、ターミナル代表者と協議しなければならない。

2 (積載方法の制限)  
第十五条の十 告示で定める船舶の船倉に固体貨物（密度が一、七八〇キログラム毎立方メートル以上のものに限る。）をばら積みして満載状態（貨物等の積載量が船舶の載貨重量の九〇パーセント以上である状態をいう。）で運送する場合には、どの船倉にも当該船倉の最大許容荷重の一〇パーセント以上の質量の当該固体貨物を積載しなければならない。

3 (適用)  
第二節 液状化等物質のばら積み運送

四 船長は、荷役計画書を変更しようとするときは、荷役計画書を当該荷役作業を行う船舶貨物ターミナルの所在地を管轄する地方運輸局に提出しなければならない。

五 船長は、本邦内において荷役作業を行おうとするときは、荷役計画書を当該荷役作業を行う船舶貨物ターミナルの所在地を管轄する地方運輸局に提出しなければならない。

六 船長は、本邦内において荷役作業を行おうとするときは、荷役計画書を当該荷役作業を行う船舶貨物ターミナルの所在地を管轄する地方運輸局に提出しなければならない。

七 船長は、本邦内において荷役作業を行おうとするときは、荷役計画書を当該荷役作業を行う船舶貨物ターミナルの所在地を管轄する地方運輸局に提出しなければならない。

八 船長は、本邦内において荷役作業を行おうとするときは、荷役計画書を当該荷役作業を行う船舶貨物ターミナルの所在地を管轄する地方運輸局に提出しなければならない。

九 船長は、本邦内において荷役作業を行おうとするときは、荷役計画書を当該荷役作業を行う船舶貨物ターミナルの所在地を管轄する地方運輸局に提出しなければならない。

十 船長は、本邦内において荷役作業を行おうとするときは、荷役計画書を当該荷役作業を行う船舶貨物ターミナルの所在地を管轄する地方運輸局に提出しなければならない。

十一 船長は、本邦内において荷役作業を行おうとするときは、荷役計画書を当該荷役作業を行う船舶貨物ターミナルの所在地を管轄する地方運輸局に提出しなければならない。

十二 船長は、本邦内において荷役作業を行おうとするときは、荷役計画書を当該荷役作業を行う船舶貨物ターミナルの所在地を管轄する地方運輸局に提出しなければならない。

十三 船長は、本邦内において荷役作業を行おうとするときは、荷役計画書を当該荷役作業を行う船舶貨物ターミナルの所在地を管轄する地方運輸局に提出しなければならない。

十四 船長は、本邦内において荷役作業を行おうとするときは、荷役計画書を当該荷役作業を行う船舶貨物ターミナルの所在地を管轄する地方運輸局に提出しなければならない。

十五 船長は、本邦内において荷役作業を行おうとするときは、荷役計画書を当該荷役作業を行う船舶貨物ターミナルの所在地を管轄する地方運輸局に提出しなければならない。

十六 船長は、本邦内において荷役作業を行おうとするときは、荷役計画書を当該荷役作業を行う船舶貨物ターミナルの所在地を管轄する地方運輸局に提出しなければならない。

十七 船長は、本邦内において荷役作業を行おうとするときは、荷役計画書を当該荷役作業を行う船舶貨物ターミナルの所在地を管轄する地方運輸局に提出しなければならない。

十八 船長は、本邦内において荷役作業を行おうとするときは、荷役計画書を当該荷役作業を行う船舶貨物ターミナルの所在地を管轄する地方運輸局に提出しなければならない。

十九 船長は、本邦内において荷役作業を行おうとするときは、荷役計画書を当該荷役作業を行う船舶貨物ターミナルの所在地を管轄する地方運輸局に提出しなければならない。

二十 船長は、本邦内において荷役作業を行おうとするときは、荷役計画書を当該荷役作業を行う船舶貨物ターミナルの所在地を管轄する地方運輸局に提出しなければならない。

二十一 船長は、本邦内において荷役作業を行おうとするときは、荷役計画書を当該荷役作業を行う船舶貨物ターミナルの所在地を管轄する地方運輸局に提出しなければならない。

二十二 船長は、本邦内において荷役作業を行おうとするときは、荷役計画書を当該荷役作業を行う船舶貨物ターミナルの所在地を管轄する地方運輸局に提出しなければならない。

二十三 船長は、本邦内において荷役作業を行おうとするときは、荷役計画書を当該荷役作業を行う船舶貨物ターミナルの所在地を管轄する地方運輸局に提出しなければならない。

二十四 船長は、本邦内において荷役作業を行おうとするときは、荷役計画書を当該荷役作業を行う船舶貨物ターミナルの所在地を管轄する地方運輸局に提出しなければならない。

二十五 船長は、本邦内において荷役作業を行おうとするときは、荷役計画書を当該荷役作業を行う船舶貨物ターミナルの所在地を管轄する地方運輸局に提出しなければならない。

二十六 船長は、本邦内において荷役作業を行おうとするときは、荷役計画書を当該荷役作業を行う船舶貨物ターミナルの所在地を管轄する地方運輸局に提出しなければならない。

二十七 船長は、本邦内において荷役作業を行おうとするときは、荷役計画書を当該荷役作業を行う船舶貨物ターミナルの所在地を管轄する地方運輸局に提出しなければならない。

#### 五 前条第一項第六号に掲げる指示及び制限に従つてること。

船長は、荷役計画書を変更しようとするときは、ターミナル代表者と協議しなければならない。

2 (積載方法の制限)  
第十五条の十 告示で定める船舶の船倉に固体貨物（密度が一、七八〇キログラム毎立方メートル以上のものに限る。）をばら積みして満載状態（貨物等の積載量が船舶の載貨重量の九〇パーセント以上である状態をいう。）で運送する場合には、どの船倉にも当該船倉の最大許容荷重の一〇パーセント以上の質量の当該固体貨物を積載しなければならない。

3 (適用)  
第二節 液状化等物質のばら積み運送

四 船長は、荷役計画書を変更しようとするときは、荷役計画書を当該荷役作業を行う船舶貨物ターミナルの所在地を管轄する地方運輸局に提出しなければならない。

五 船長は、本邦内において荷役作業を行おうとするときは、荷役計画書を当該荷役作業を行う船舶貨物ターミナルの所在地を管轄する地方運輸局に提出しなければならない。

六 船長は、本邦内において荷役作業を行おうとするときは、荷役計画書を当該荷役作業を行う船舶貨物ターミナルの所在地を管轄する地方運輸局に提出しなければならない。

七 船長は、本邦内において荷役作業を行おうとするときは、荷役計画書を当該荷役作業を行う船舶貨物ターミナルの所在地を管轄する地方運輸局に提出しなければならない。

八 船長は、本邦内において荷役作業を行おうとするときは、荷役計画書を当該荷役作業を行う船舶貨物ターミナルの所在地を管轄する地方運輸局に提出しなければならない。

九 船長は、本邦内において荷役作業を行おうとするときは、荷役計画書を当該荷役作業を行う船舶貨物ターミナルの所在地を管轄する地方運輸局に提出しなければならない。

十 船長は、本邦内において荷役作業を行おうとするときは、荷役計画書を当該荷役作業を行う船舶貨物ターミナルの所在地を管轄する地方運輸局に提出しなければならない。

十一 船長は、本邦内において荷役作業を行おうとするときは、荷役計画書を当該荷役作業を行う船舶貨物ターミナルの所在地を管轄する地方運輸局に提出しなければならない。

十二 船長は、本邦内において荷役作業を行おうとするときは、荷役計画書を当該荷役作業を行う船舶貨物ターミナルの所在地を管轄する地方運輸局に提出しなければならない。

十三 船長は、本邦内において荷役作業を行おうとするときは、荷役計画書を当該荷役作業を行う船舶貨物ターミナルの所在地を管轄する地方運輸局に提出しなければならない。

十四 船長は、本邦内において荷役作業を行おうとするときは、荷役計画書を当該荷役作業を行う船舶貨物ターミナルの所在地を管轄する地方運輸局に提出しなければならない。

十五 船長は、本邦内において荷役作業を行おうとするときは、荷役計画書を当該荷役作業を行う船舶貨物ターミナルの所在地を管轄する地方運輸局に提出しなければならない。

十六 船長は、本邦内において荷役作業を行おうとするときは、荷役計画書を当該荷役作業を行う船舶貨物ターミナルの所在地を管轄する地方運輸局に提出しなければならない。

十七 船長は、本邦内において荷役作業を行おうとするときは、荷役計画書を当該荷役作業を行う船舶貨物ターミナルの所在地を管轄する地方運輸局に提出しなければならない。

十八 船長は、本邦内において荷役作業を行おうとするときは、荷役計画書を当該荷役作業を行う船舶貨物ターミナルの所在地を管轄する地方運輸局に提出しなければならない。

十九 船長は、本邦内において荷役作業を行おうとするときは、荷役計画書を当該荷役作業を行う船舶貨物ターミナルの所在地を管轄する地方運輸局に提出しなければならない。

二十 船長は、本邦内において荷役作業を行おうとするときは、荷役計画書を当該荷役作業を行う船舶貨物ターミナルの所在地を管轄する地方運輸局に提出しなければならない。

二十一 船長は、本邦内において荷役作業を行おうとするときは、荷役計画書を当該荷役作業を行う船舶貨物ターミナルの所在地を管轄する地方運輸局に提出しなければならない。

二十二 船長は、本邦内において荷役作業を行おうとするときは、荷役計画書を当該荷役作業を行う船舶貨物ターミナルの所在地を管轄する地方運輸局に提出しなければならない。

二十三 船長は、本邦内において荷役作業を行おうとするときは、荷役計画書を当該荷役作業を行う船舶貨物ターミナルの所在地を管轄する地方運輸局に提出しなければならない。

二十四 船長は、本邦内において荷役作業を行おうとするときは、荷役計画書を当該荷役作業を行う船舶貨物ターミナルの所在地を管轄する地方運輸局に提出しなければならない。

二十五 船長は、本邦内において荷役作業を行おうとするときは、荷役計画書を当該荷役作業を行う船舶貨物ターミナルの所在地を管轄する地方運輸局に提出しなければならない。

二十六 船長は、本邦内において荷役作業を行おうとするときは、荷役計画書を当該荷役作業を行う船舶貨物ターミナルの所在地を管轄する地方運輸局に提出しなければならない。

二十七 船長は、本邦内において荷役作業を行おうとするときは、荷役計画書を当該荷役作業を行う船舶貨物ターミナルの所在地を管轄する地方運輸局に提出しなければならない。

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

物質の所在地を管轄する地方運輸局長による承認を受けた水分管理手順書に従つて、当該液状化等物質を、船積みするまでの間、水分が増加しないよう適切に管理しなければならない。

前項の承認を受けようとする者は、水分管理手順書承認申請書（第一号の六様式）に水分管理手順書二部を添えて地方運輸局長に提出しなければならない。

前項の文書は、大に易ぎる事項

前項の水外管理手順書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

三 試料を採取するための手順及び方法  
四 水分を測定するための手順及び方法  
五 液状化等物質を管理するための手順及び

六 大洋  
その他の必要な事項  
4 地方運輸局長は、第一項の申請があつた場合  
こ、当該水分管御手貢書が復大化等物質の水分

（第二号の七兼式）を申請者に交付することに  
合において、承認は、水分管理手順書承認書  
めたときは、承認しなければならない。この場  
められたための手順書として適当であると認  
三語で水分管理手順書が沿用性と質的の分  
管理を目的としたものと定義する。

より行う。  
前項の水分管理手順書承認書の有効期間は、  
五年とする。

地方運輸局長は、船舶航行上の危険防止のため必要があると認めるときは、第一項の承認を受けた荷送に対し、当該承認を受けた水管

**第十七条** 船長は、当該液状化等物質の所在地を  
理手順書に基づく水分の管理状況について報告  
を求め、又は必要な調査を行うことができる。  
(運送許容水分値等の測定)

管轄する地方運輸局長又は船舶安全法第二十八  
条第五項の登録検査機関（以下「登録検査機  
関」という。）が、運送許容水分値（当該液状  
七等物質ごとに記載する水分とちりを合算した場合）によ  
る。

但等物質がそれを起らる水分をもたらすには、  
運送に伴う動搖等によつて液状化するおそれ又  
は動的分離を起こすおそれが生ずることとなる  
水分の量をいう。以下同じ。) 及び水分の測定

第八項に規定する場合には、水分の測定。以下この項において同じ。)を行つた液状化等物質以外の液状化等物質を、船舶にばら積みして運送してはならない。ただし、第二十七条の認

容水分値及び水分の測定を受けた液状化等物質

送する場合	間において運	水分の測定（前	告示で定める国	2 他の船舶から積み換える場合には、この限りでない。
する場合	第一条の承認書	前条第四項の水	若しくは機関又	前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲
本邦各港	の交付を受	長	は当該船舶の船	げる場合には、同表の中欄に掲げる測定は同表
三項書に記す	を受けた水分管	認書の交付を受	又は機関	の下欄に掲げる者の行うものであつてもよい。

水分値に重大な影響を及ぼす変更が生じない場合において、第四項の液状化等物質運送許容水 分値測定表（第二項に規定する運送許容水分値 の測定の結果を証する書類を含む。）が交付された日から起算して六月以内に船積みされる液 状化等物質を運送しようとするときは、船積みに 当たつてこれを受けることを要しない。

9 水分の測定は、船積みの日以前七日以内に試 料を採取し、船積み地における液状化等物質の 集積区分ごとに、水分の多い四分の一の部分か ら採取した試料の水分と、水分の少ない四分の一 の部分から採取した試料の水分とを算術平均 して行うものとする。

6 夏期とは、冬期以外の季節期間をいう。

**第二十条** 船舶にばら積みする含水液状化等物質のうち、一部貯蔵及び一部輸出する間、船内に保管しておかなければならぬ。

下部船倉及びライアーツ・タンク以外の場所にばら積みするものの質量は、前条第一項の規定により定まる乾げんに対応する排水量の二十ペーセント以下としなければならない。  
(又) 船室に対する規範

**第二十一条** 含水液状化等物質をばら積みする区画室は、最大幅が船舶の幅の二分の一以下であるものを除き、船舶の中心線に設ける一の継通

隔壁若しくは縦通荷止板又は船舶の中心線に間に隔てて対称的位置に設けられ、相互の間隔が船舶の幅の六十パーセント以下である二以上の縦通隔壁若しくは縦通荷止板で仕切らなければならぬ

（本邦各港間に限る。）には、この限りでない。

一 水分が九パーセント未満の含水液状化等物質をばら積みする場合であつて、その横移動を防止するよう木材と袋入り鉱石で造った荷止装置により仕切り、当該含水液状化等物

(ミリメートル)	(F <sub>2</sub> )	冬期における乾ばん	(F <sub>1</sub> )	(ミリメートル)	夏期における乾ばん
F <sub>1</sub>	F <sub>1</sub>	3	0.	C × (900 + (1.	
×	+	5	0	100 × D) × L -	05
(1 / 48)	(1 0 0 0 × D -	1	4 5 × L <sup>2</sup> )	(1.	

1 備考  
2 しは、船舶の長さ（メートル）  
3 Dは、船舶の長さの中中央において、キールの上面より上甲板梁の船側における上面まで測った垂直距離（メートル）  
4 1は、船舶の長さを測る両端点より内方にある船樓（端隔壁の開口に閉鎖装置を有しないものを除く。）の部分の平均長さの合計（メートル）  
5 Cは、 $(1.15 - (L/600))$  又は 1 のいずれか大なる値  
6 季節期間をいう。  
7 夏期とは、冬期以外の季節期間をいう。  
**第二十条** 船舶にばら積みする含水液状化等物質のうち、下部船倉及びディープ・タンク以外の場所にばら積みするものの質量は、前条第一項の規定により定まる乾げんに対応する排水量の二十パーセント以下としなければならない。  
(区画室に対する積載)  
**第二十一条** 含水液状化等物質をばら積みする区画室は、最大幅が船舶の幅の二分の一以下であるものを除き、船舶の中心線に設ける一の縦隔壁若しくは縦通荷止板又は船舶の中心線に間隔して対称の位置に設けられ、相互の間隔が船舶の幅の六十分パーセント以下である一以上の縦隔壁若しくは縦通荷止板で仕切らなければならぬ。ただし、次に掲げる場合（本邦各港間ににおいて運送する場合に限る。）には、この限りでない。  
一 水分が九パーセント未満の含水液状化等物質をばら積みする場合であつて、その横移動を防止するように木材と袋入り鉱石で造つた荷止装置により仕切り、当該含水液状化等物質の周囲を袋入り鉱石で囲んで積載する場合  
二 ばら積みした含水液状化等物質の表面を平らにし、その上を甲板下面まで木材で上押えして積載する場合

まる乾げんに対応する排水量の二十パーセント以下であつて、これを下部船倉に分散して積載する場合（縦通隔壁等）

**第二十二条** 前条の縦通隔壁又は縦通荷止板は、次の各号の要件に適合するものでなければならぬ。

一 積載場所の底部からばら積みした含水液状化等物質の表面より上方に十分な高さまで達し、かつ、前後の端隔壁まで達していること。

二 含水液状化等物質の圧力に耐える強さを有し、含水液状化等物質の漏れない構造のものとし、かつ、船体に強固に取り付けられていること。

（積付け）

**第二十三条** 船舶に液状化等物質をばら積みする場合には、次の各号に定めるところによらなければならない。

一 船舶をできる限り直立状態に保持して積み付けること。

二 雨中その他水分が増加するおそれがある場合には、これを防止するために必要な措置をとること。

三 その表面ができる限り平らに荷繰りすること。

2 水分が九パーセント以上の含水液状化等物質を船舶にばら積みする場合（第二十一条第二号又は第三号に規定する積載方法による場合を除く。）には、縦方向に適當な間隔をおいた横置の荷止板又は袋入り鉱石の築堤で仕切らなければならない。（外国における積載の特例）

**第二十四条** 液状化等物質を告示で定める国においてばら積みする場合には、第二十条から前条までの規定にかわらず、当該国の規則に従つてばら積みして運送することができる。（積付け検査）

**第二十五条** 船長は、船舶に液状化等物質をばら積みして運送しようとする場合には、その積載方法その他積付けについて、船積み地を管轄する地方運輸局長又は登録検査機関の検査を受けなければならない。ただし、第十七条に規定する運送許容水分値及び水分の測定の結果、水分が運送許容水分値以下であることが明らかとなつた場合及び本邦外の地で船積みする場合は、この限りでない。

2 等物質積付検査申請書（第七号様式）を同項の検査を行う者に提出しなければならない。

2 前項の検査を受けようとする船長は、液状化等物質積付検査申請書（第七号様式）を同項の検査に合格した者に対する液状化等物質積付検査証（第八号様式）を交付する。

3 地方運輸局長又は登録検査機関は、第一項の運送する間、船内に保管しておかなければならぬ。

4

（運送中の措置）

5

（船体中央横断面図）

6

（船倉内の縦通隔壁構造図）

7

（船体中央横断面）

8

（船倉に係る計算書）

9

（船体中央横断面）

10

（船倉に係る計算書）

11

（船倉に係る計算書）

12

（船倉に係る計算書）

13

（船倉に係る計算書）

14

（船倉に係る計算書）

15

（船倉に係る計算書）

2 前項の検査を受けようとする船長は、液状化等物質積付検査申請書（第七号様式）を同項の検査に合格した者に対する液状化等物質積付検査証（第八号様式）を交付する。

3

（船体中央横断面図）

4

（船倉内の縦通隔壁構造図）

5

（船体中央横断面）

6

（船倉に係る計算書）

7

（船倉に係る計算書）

8

（船倉に係る計算書）

9

（船倉に係る計算書）

10

（船倉に係る計算書）

11

（船倉に係る計算書）

2 前項の船舶に乾燥粉状液状化等物質をばら積みする場合には、前項の積付設備を用いて積載しないければならない。

3

（船体中央横断面）

4

（船倉内の縦通隔壁構造図）

5

（船体中央横断面）

6

（船倉に係る計算書）

7

（船倉に係る計算書）

8

（船倉に係る計算書）

9

（船倉に係る計算書）

10

（船倉に係る計算書）

11

（船倉に係る計算書）

2 前項の船舶に乾燥粉状液状化等物質のみをばら積みして運送する場合には、第十六条の二から第十七条まで、第二十三条及び第二十五条の規定を適用しない。

3

（船体中央横断面）

4

（船倉内の縦通隔壁構造図）

5

（船体中央横断面）

6

（船倉に係る計算書）

7

（船倉に係る計算書）

8

（船倉に係る計算書）

9

（船倉に係る計算書）

10

（船倉に係る計算書）

11

（船倉に係る計算書）

船舶の所在地を管轄する地方運輸局長に申請しなければならない。

**一般配置図**

**第二十七条** 含水液状化等物質をばら積みして運送する船舶があつて、地方運輸局長が次の各号の要件に適合していると認定したものの液状化等物質をばら積みして運送する場合には、第十九条第一項の規定により乾げんを計算了した書類

2 前項の船舶に乾燥粉状液状化等物質運搬船認定申込書（第十二号様式）に次に掲げる書類を添え、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長に申請しなければならない。

3

（バラスト・タンクを使用して行う船舶の横傾斜の復原に関する計算書）

4

（船体復原性規則）

5

（第四条の規定に従つて行つた傾斜試験の結果）

6

（バラスト・タンクへの注排水設備）

7

（バラスト・タンクへの注排水系統図）

8

（バラスト・タンクへの注排水装置）

9

（バラスト・タンクへの注排水装置）

10

（バラスト・タンクへの注排水装置）

11

（バラスト・タンクへの注排水装置）

12

（バラスト・タンクへの注排水装置）

船舶の所在地を管轄する地方運輸局長に申請しなければならない。

**第二十七条の二** 乾燥し、かつ、粉末である状態の液状化等物質（以下「乾燥粉状液状化等物質」という。）をばら積みして運送する船舶である場合の乾燥した状態を維持するために必要な積付設

**第二十八条** 船舶に固体化学物質をばら積みして運送する場合には、第一条の二及び第十五

（資料の提出）

（第九号様式）に次に掲げる書類を添えて、船

条の三の規定によるほか、荷送人は、船積み前に、当該固体化学物質の化学的性質を記載した資料を船長に提出しなければならない。一貨物から発生する可能性のある毒性ガス又は可燃性ガス

二 貨物の可燃性、毒性、腐食性及び酸素欠乏性

三 貨物の自己発熱特性、荷繰りの必要性

四 水と接触した場合の可燃性ガスの排出についての特性

五 放射特性の有無

### 第六章 船舶の甲板積み運送

#### (積付け)

**第二十九条** 上甲板又は船樓甲板の暴露部に積載する木材(以下「甲板積み木材」という。)を積み付ける場合には、次の各号に定めるところによらなければならない。

一 甲板積み木材の積載場所にある甲板口は、完全に閉鎖しておくこと。

二 通風管、空気管及び操舵設備は、甲板積み木材により損傷を受けないように保護してお

くこと。

三 丸太材をブルワーワークの高さより著しく高く積載する場合には、甲板の梁上側板に強固に取り付けられた十分な強さを有する支柱を、三・〇〇メートル以下の適当な間隔で配置しておくこと。この場合において、支柱の強さはブルワーワークの強さを超えない強さとし、船樓甲板に配置する支柱は縛索で動かな

いようにより支持すること。

四 船舶をできる限り直立状態に保持して積み付けること。船員の通路に面する戸口の周辺には、その開閉に必要な空所を残すこと。

六 甲板積み木材は、できる限り密に積み付けること。

七 航行区域並びに甲板積み木材の種類及び積み付け高さごとに告示で定める方法により甲板積み木材を締めつけること。

**第三十条** 甲板積み木材を積み付ける場合には、水分の吸収によるその質量の増加及び燃料その他消耗品の質量の変化を考慮し、船舶が全航海を通じて十分な復原性を維持できるように積み付けなければならない。この場合において、ラ

ン原木その他これに類似の大型丸太材の積付け高さは、上甲板から上方に当該積載場所の甲

板の幅(船舶の幅を超える場合は船舶の幅)の三分の一を超えてはならない。

#### (積み)

**第三十一条** 木材満載喫水線を標示する船舶が普

通の満載喫水線を超える喫水となるよう甲板

積み木材を積み付ける場合には、次の各号に定めること。

一 上甲板の暴露部には、満載喫水線規則第十

四条の規定による低船尾樓以外の船樓の標準の高さ以上に積み付けること。

二 積付けに利用することができる船樓間のウ

エルの全長にわたって(甲板積み木材の後端の境界となる船樓がない場合には、少なくとも最後部のハッチの後端まで)積み付けるこ

と。

三 一方の船側から他方の船側までの間の全体に積み付けること。この場合において、船側にブルワーワーク、支柱及び障害物がある場所においては、当該船側からの幅が一方の船側から他方の船側までの幅の平均の四パーセントを超えない空所を残すこと。

四 告示で定める方法により甲板積み木材を締めつけること。

五 満載喫水線規則別表第一の北大西洋季節冬期

帶域I、北大西洋季節冬期帶域II、北太平洋季節冬期帶域又は南部季節冬期帶域を同表の冬季季節期間に航行する場合には、甲板積み木材の積付け高さは、上甲板より上方に船舶の幅の三分の一を超えてはならない。

六 甲板積み木材(ラワン原木その他これに類似の大型丸太材に限る。)とばら積みの含水液状化等物質とを積載して普通の満載喫水線を超えることとなる場合には、含水液状化等物質(デイプ・タンクに積載するものを除く)は、木材で甲板下面まで上押えしなければならない。

七 甲板積み木材を積み付ける場合には、前条第一項第二号及び第三号に定めるところによらなければならない。ただし、甲板積み木材を積み付ける場合に当該船舶の復原性が、同令第十八条第二項において準用する同令第十一條第二項(第二号に係る部分を除く。)の基準に適合するときは、この限りでない。

**第三十二条** この省令の規定にかかわらず、船舶に穀類若しくは固体貨物をばら積みして運送

し、又は船舶により甲板積み木材を運送しようとする場合において、地方運輸局長の行う第二十五条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して測定又は検査を受けようとする者(国等を除く。)は、受けたときは、許可を受けた積載方法その他積付けることができる。

#### (手数料)

**第三十三条** 第七条第一項の承認を受けようとす

る者(国等(国及び船舶安全法施行令(昭和九年勅令第十三号)第五条に掲げる独立行政法人をいう。以下この条において同じ。)を除く。)

は、一万千二百円(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)以下この条において「情報通信技術活用法」という。)第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して承認の申請をする場合にあつては、一万千円の手数料を納めなければならない。

二 第十四条第一項の承認を受けようとす

る者(国等を除く。)は、六千二百円(情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して承認の申請をする場合にあつては、二万五千三百円)に三百トンを超える場合には二万五千五百円(同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して承認の申請をする場合にあつては、二万五千三百円)を超える場合には、二万五千三百円、三百トンを超える場合には、二万五千五百円(同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して承認の申請をする場合にあつては、二万五千三百円)に三百トンを超える二十トン又はその端数を増すごとに千二百円を加算した額の手数料を納めなければならない。

三 第二十七条第一項又は第二十七条の二第一項の認定を受けようとする者(国等を除く。)は、三万八千九百円(情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して承認の申請をする場合にあつては、三万八千九百円)の手数料を納めなければならない。

四 第十五条第二項の確認を受けようとす

る者(国等を除く。)は、一万六千三百円(情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して承認の申請をする場合にあつては、一万六千三百円)の手数料を納めなければならない。

五 第十五条第三項によるばら積み固体貨物積載証明書の交付を受けようとす

る者(国等を除く。)は、一千九百五十円(情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して承認の申請をする場合にあつては、一千九百五十円)の手数料を納めなければならない。

六 第十五条第三項によるばら積み固体貨物積載証明書の交付を受けようとす

る者(国等を除く。)は、一万五千三百円(情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して承認の申請をする場合にあつては、一万五千三百円)の手数料を納めなければならない。

七 第十六条第三項の承認を受けようとす

る者(国等を除く。)は、一万五千三百円(情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して承認の申請をする場合にあつては、一万五千三百円)の手数料を納めなければならない。

八 第三十三条第二項の規定により同項に規定する場合にあつては、三万八千九百円以下

の罰金に処する。

**第三十四条** 船長が次の各号のいずれかに該当する場合には、三十万円以下の罰金に処する。

一 第七条第一項の規定に違反して船舶に穀類をばら積みして運送したとき。

二 第十七条第一項の規定に違反したとき。

三 第十八条第一項の規定に違反したとき。

四 第二十五条第一項の検査を受けず、又は検

査に合格しないで船舶に液状化等物質をばら積みして運送したとき。

五 第十九条の規定に違反したとき。

六 第十四条第二項の規定に違反したとき。

七 第三十五条第一項の規定に違反したとき。

八 第二十五条第四項の規定に違反したとき。

7 地方運輸局長の行う第十七条第一項の水分の測定又は地方運輸局長の行う第二十五条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して測定又は検査を受けようとす

る者(国等を除く。)は、受けたときは、許可を受けた積載方法その他積付けることができる。

一 貨物の自己発熱特性、荷繰りの必要性

二 貨物の自己発熱特性、荷繰りの必要性

三 貨物の自己発熱特性、荷繰りの必要性

四 貨物の自己発熱特性、荷繰りの必要性

五 放射特性の有無

六 その他当該固体化学物質の化学的性質

七 その他当該固体化学物質の化学的性質

八 その他当該固体化学物質の化学的性質

九 その他当該固体化学物質の化学的性質

十 その他当該固体化学物質の化学的性質

十一 その他当該固体化学物質の化学的性質

十二 その他当該固体化学物質の化学的性質

十三 その他当該固体化学物質の化学的性質

十四 その他当該固体化学物質の化学的性質

十五 その他当該固体化学物質の化学的性質

十六 その他当該固体化学物質の化学的性質

十七 その他当該固体化学物質の化学的性質

十八 その他当該固体化学物質の化学的性質

十九 その他当該固体化学物質の化学的性質

二十 その他当該固体化学物質の化学的性質

第三十七条 コンテナの荷送人が、第一条の二の規定に違反して、資料を船長に提出せず、又は虚偽の記載のあるこれらの資料を船長に提出したときは、二十万円以下の罰金に処する。

第三十八条 船長に提出し、又は第一条の二の三第一項の規定に違反して同項各号のいずれかの方法による計量を行わずに貨物の質量が記載された資料を船長に提出したときは、二十万円以下の罰金に処する。

第三十九条 コンテナの荷送人が、第一条の二の三第二項の規定に違反して虚偽の貨物の質量が記載された資料をコンテナヤード代表者に提出し、又は同条第一項の規定に違反して同項各号のいずれかの方法による計量を行わずに貨物の質量が記載された資料をコンテナヤード代表者に提出し、又は同条第一項の規定に違反して同項各号のいずれかの方法による計量を行わずに貨物の質量が記載された資料を船長に提出したときは、二十万円以下の罰金に処する。

（施行期日）抄  
（昭和四六年一月一日運輸省令第二号）

第一条 この省令は、昭和四十三年八月十五日から施行する。（経過規定）

第二条 この省令の施行の日以後に建造に着手した船舶以外の船舶の甲板積み木材の積付け方法については、なお従前の例による。（経過規定）

第三条 この省令の施行の日以後に建造に着手した船舶以外の船舶の甲板積み木材の積付け方法については、なお従前の例による。（経過規定）

第四条 この省令は、昭和四十三年八月十五日から施行する。（経過規定）

第五条 この省令は、昭和三十九年十月一日から施行する。ただし、第十四条第一項及び第二項、第二十七条第三項、第二十八条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）並びに第三十三条第一項、第三項及び第四項の規定は、公布の日から施行する。（施行期日）

附 則（昭和四三年八月一〇日運輸省令第一号）

第一条 この省令は、昭和三十九年十月一日から施行する。ただし、第十四条第一項及び第二項、第二十七条第三項、第二十八条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）並びに第三十三条第一項、第三項及び第四項の規定は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四九年八月二日運輸省令第三号）

第一条 この省令は、昭和四十九年九月一日から施行する。（施行期日）

附 則（昭和五一年三月二七日運輸省令第八号）

第一条 この省令は、昭和五十一年四月一日から施行する。（施行期日）

附 則（昭和五一年三月二七日運輸省令第三号）

第一条 この省令は、昭和五十一年四月一日から施行する。ただし、前項と同様とする。

第三十八条 法人の代表者は又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は前項と同様とする。

第三十九条 この省令は、昭和三十九年十月一日から施行する。ただし、第十四条第一項及び第二項、第二十七条第三項、第二十八条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）並びに第三十三条第一項、第三項及び第四項の規定は、公布の日から施行する。（施行期日）

附 則（昭和四五年五月一五日運輸省令第一号）

第一条 この省令は、昭和四五年五月一五日から施行する。（施行期日）

附 則（昭和五三年六月二三日運輸省令第三号）

第一条 この省令は、昭和五十三年十二月一日から施行する。（施行期日）

附 則（昭和五五年五月六日運輸省令第一号）

第一条 この省令は、昭和五五年五月一五日（以下「施行日」という。）から施行する。（施行期日）

附 則（昭和五五年五月六日運輸省令第一号）

第一条 この省令は、昭和五五年五月一五日（以下「施行日」という。）から施行する。（施行期日）

第六条 施行日に現に船舶に積載されている穀類の運送については、当該運送が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則（昭和四六年一月一日運輸省令第一号）

第一条 この省令は、昭和四六年一月一日から施行する。（施行期日）

第二条 この省令の施行前にした申請に係る手数料については、なお従前の例による。（経過規定）

第六条 施行日に現に船舶に積載されている穀類の運送については、当該運送が終了するまでは、なお従前の例による。



には、ハッチの直下に縦通荷止板を設けることを要しない。

口 満載区画室のすべてのハッチを穀類がもれなくようにより確実に閉鎖すること。

ハ 部分積載区画室の穀類の表面は平らに荷繰りし、かつ、新穀類規則第十二条の規定に適合する措置を講ずること。

二 船内における液体の自由表面による影響を補正した後の横メタセントラル高さは、すべての算式で算定した値のうちいづれか大きい方の値以上であること。

V<sub>d</sub> (0. 25B-0. 645' (V<sub>B</sub>))

L B (0. 0875 SFW (メートル))

V<sub>d</sub> / 0. 0875 SFW (メートル)

Bは、船舶の型幅 (メートル)

V<sub>d</sub>は、地方運輸局長が適当と認める満載区画室における空間の平均深さ (メートル)

S<sub>F</sub>は、穀類の積付率

Wは、船舶の排水量 (トン)

第四項の承認を受けようとする者 (国を除く。)は、三千百円の手数料を納めなければならぬ。この場合において、手数料は、申請書に収入印紙をはつて納めるものとする。

施行日前に旧穀類規則第十四条の規定によりした穀類積載図の承認の申請 (旧穀類規則第十二条に規定する積載方法による船舶に係るものに限る。)は、第六項の規定による現存船穀類積載図の承認の申請とみなす。

11 施行日前にした行為及び第一項の規定により従前の例によることとされる事項に係る施行日後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

(附則第六条第六項関係)

別記様式

第一	附 則 (昭和五九年三月一九日運輸省令)	（施行期日）	第六号	附 則 (昭和五六年三月一九日運輸省令)	（施行期日）
二	この省令の施行前にした申請に係る手数料に関する事項に係る施行日	（経過措置）	二	この省令の施行前にした申請に係る手数料に関する事項に係る施行日	（経過措置）
1	この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。	（施行期日）	1	この省令は、昭和五十六年四月一日から施行する。	（施行期日）
附 則 (昭和五九年六月二二日運輸省令)	（施行期日）	第一八号	附 則 (昭和五六年三月一九日運輸省令)	（施行期日）	第一号
第一条 この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。	（施行期日）	第一条 この省令は、昭和五十六年三月三十日運輸省令	（施行期日）	第一条 この省令は、昭和五六年三月三十日運輸省令	（施行期日）

第一	附 則 (昭和五九年三月一九日運輸省令)	（施行期日）	第二	附 則 (昭和五九年三月一九日運輸省令)	（施行期日）
二	この省令の施行前にした申請に係る手数料に関する事項に係る施行日	（経過措置）	二	この省令の施行前にした申請に係る手数料に関する事項に係る施行日	（経過措置）
1	この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。	（施行期日）	1	この省令は、昭和五六年三月三十日運輸省令	（施行期日）
附 則 (昭和五九年六月二二日運輸省令)	（施行期日）	第一八号	附 則 (昭和五六年三月三十日運輸省令)	（施行期日）	第一号
第一条 この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。	（施行期日）	第一条 この省令は、昭和五六年三月三十日運輸省令	（施行期日）	第一条 この省令は、昭和五六年三月三十日運輸省令	（施行期日）

第一	附 則 (昭和五九年三月一九日運輸省令)	（施行期日）	第二	附 則 (昭和五九年三月一九日運輸省令)	（施行期日）
二	この省令の施行前にした申請に係る手数料に関する事項に係る施行日	（経過措置）	二	この省令の施行前にした申請に係る手数料に関する事項に係る施行日	（経過措置）
1	この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。	（施行期日）	1	この省令は、昭和五九年三月一九日運輸省令	（施行期日）
附 則 (昭和五九年六月二二日運輸省令)	（施行期日）	第一八号	附 則 (昭和五九年三月一九日運輸省令)	（施行期日）	第一号
第一条 この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。	（施行期日）	第一条 この省令は、昭和五九年三月一九日運輸省令	（施行期日）	第一条 この省令は、昭和五九年三月一九日運輸省令	（施行期日）

2	この省令の施行前にした申請に係る手数料に 関しては、なお従前の例による。
附 則 (平成三年一〇月一日運輸省令第三三号) 抄	(施行期日)
第一条 この省令は、船舶安全法及び船舶職員法 の一部を改正する法律(平成三年法律第七十五 号。以下「改正法」という。)の施行の日(平 成四年二月一日。以下「施行日」という。)か ら施行する。	(罰則の適用に関する経過措置)
第九条 施行日前にした行為及び附則第三条第一 項の規定により從前の例によることとされる事 項に係る施行日以後にした行為に対する罰則の 適用については、なお従前の例による。	附 則 (平成四年一月一八日運輸省令第三 号) 抄

1	この省令は、平成六年一月一日(以下「施 行日」という。)から施行する。ただし、第十七 条第一項の改正規定(「当該微粉精鉱」を「當 該液状化物質」に、「微粉精鉱の水分の測定を 行なう」を「液状化物質の運送許容水分値(當 該液状化物質がそれを超える水分を含む場合に は、運送に伴う動搖等によって液状化するおそ れを生ずることとなる水分の量をいう。以下同 じ。)及び水分の測定を行う」に改める部分に 限る。)、附則第四項から第十一項までの規定 (経過措置)	(施行期日)	第一條 この省令は、平成四年二月一日(以下 「施行日」という。)から施行する。
2	施行日に現に運送のため船舶に積載されてい る穀類その他の特殊貨物については、当該運送 が終了するまでは、なお従前の例による。	附 則 (平成五年一二月一日運輸省令第三 九号) 抄	(施行期日)
3	この省令による改正前の穀類その他の特殊貨 物船舶運送規則(以下「旧規則」という。)第 七条第一項に規定する穀類積載資料及び旧規則 第十四条第一項に規定する穀類積載図は、それ ぞこの省令による改正後の特殊貨物船舶運送 規則(以下「新規則」という。)第八条第一項 に規定する穀類積載資料及び新規則第十四条第 一項に規定する穀類積載図みなす。	(施行期日)	第一條 この省令は、平成四年二月一日(以下 「施行日」という。)から施行する。
4	旧規則第十七条第一項の規定により指定を受けた指定期間は、この省令の公布の日から起算月とする毎三月を一の四半期とする。」の二	附 則 (平成四年一月一八日運輸省令第三 号) 抄	(施行期日)

5	液状化物質(新規則第十六条に規定する液状 化物質をいう。以下同じ。)の所在地を管轄す る地方運輸局長(新規則第四条ただし書に規定 する地方運輸局長をいう。以下同じ。)又は前 項の規定によりみなされた指定測定機関は、施 行日前においても、新規則第十七条第一項本文 に規定する運送許容水分値の測定に相当する測 定を行なうことができる。	6	液状化物質の所在地を管轄する地方運輸局長 又は指定測定機関は、施行日前においても、新 規則第十七条第四項に規定する運送許容水分値 測定表に相当する測定表を交付することができる。
7	附則第五項の測定を受けた液状化物質は、前 項の測定表を受けた後施行日までの間に当該液 状化物質に関し組成、成分又は製造地の変更そ の他運送許容水分値に重大な影響を及ぼす変更 が生じた場合を除き、施行日以後は、新規則第 十七条第一項本文に規定する運送許容水分値の 測定を受けたものとみなす。	8	附則第六項の規定により交付した測定表は、 前項に規定する場合を除き、施行日以後は、新 規則第十七条第四項の規定により附則第六項の 測定表の交付された日に交付された運送許容水 分値測定表とみなす。
9	地方運輸局長の行う附則第五項の測定を受け ようとする者(国を除く。)は、三万五千五百 円の手数料を申請書に収入印紙をはつて納めな ければならない。	10	附則第六項の規定により指定をされた日から 受けた指定検査機関は、この省令の公布の日か ら二週間以内に新規則第二十八条第六項の規定 により読み替えて準用する同条第一項各号に定 める事項を記載した書類を運輸大臣に届け出た 場合には、新規則第二十五条第一項の規定により 指定検査機関とみなす。
11	旧規則第二十五条第一項の規定により指定を された日から二週間以内に新規則第二十八条第六 項の規定により読み替えて準用する同条第一項各号に定 める事項を記載した書類を運輸大臣に届け出た 場合には、新規則第二十五条第一項に規定する 業務の概要の報告について、同条第四項の規定 は、指定測定機関とみなす。	12	附 則 (平成一〇年六月二九日運輸省令第三 四号) 抄

13	旧規則第二十七条第一項の規定により認定さ れた鋼船は、新規則第二十七条第一項の規定に より認定されたものとみなし、旧規則第二十七 条第四項の規定により交付を受けた含水微粉精 鉱運搬船認定書は、新規則第二十七条第四項の 規定により交付を受けた含水液状化物質運搬船 認定書とみなす。	14	施行日前にした行為及び附則第二項の規定に より従前の例によることとされる事項に係る施 行日以後にした行為に対する罰則の適用につい ては、なお従前の例による。
15	附 則 (平成一〇年六月二九日運輸省令第三 四号) 抄	附 則 (平成一〇年六月三〇日運輸省令第三 五号) 抄	附 則 (平成九年一二月一五日運輸省令第三 号) 抄
16	(施行期日)	(施行期日)	(施行期日)
17	第一條 この省令は、平成六年七月一日から施 行する。	第一條 この省令は、平成六年四月一日から施 行する。	第一條 この省令は、平成十年一月一日から施 行する。
18	附 則 (平成九年三月二一日運輸省令第三 号) 抄	附 則 (平成九年三月二一日運輸省令第三 号) 抄	附 則 (平成九年一二月一五日運輸省令第三 号) 抄
19	(施行期日)	(施行期日)	(施行期日)
20	第一條 この省令は、平成九年四月一日から施 行する。	第一條 この省令は、平成九年四月一日から施 行する。	第一條 この省令は、平成十年七月一日(以下 「施行日」という。)から施行する。
21	附 則 (平成九年九月一七日運輸省令第六 号) 抄	附 則 (平成九年九月一七日運輸省令第六 号) 抄	附 則 (平成一一年六月二二日運輸省令第三 号) 抄
22	(施行期日)	(施行期日)	(施行期日)
23	第一條 この省令は、一千九百六十六年の満載喫水 線に関する国際条約の千九百八十八年の議定書 が日本国について効力を生ずる日(以下「施行 日」という。)から施行する。	第一條 この省令は、一千九百六十六年の満載喫水 線に関する国際条約の千九百八十八年の議定書 が日本国について効力を生ずる日(以下「施行 日」という。)から施行する。	第一條 この省令は、平成二一年六月二二日(以下 「施行日」という。)から施行する。

(施行期日)  
第一条 この省令は、平成十一年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（船舶区画規程の一部改正に伴う経過措置）  
第三条 現存船については、第二条の規定による改訂後の船舶区画規程（以下「新区画規程」という。）第五編の規定は、次表の上欄に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる日までの間は、適用しない。

改訂後の船舶区画規程（以下「新区画規程」という。）第五編の規定は、次表の上欄に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる日までの間は、適用する。

船舶の区分施行日において船齢施行日後最初に行われる定期検査又は中間検査が開始された第一条第十五項の船が二十十年以上以上の船

船舶の区分施行日において船齢施行日後最初に行われる定期検査又は中間検査が開始された第一条第十五項の船が二十十年以上以上の船

船舶の区分施行日において船齢施行日後最初に行われる定期検査又は中間検査が開始された第一条第十五項の船が二十十年以上以上の船

船舶の区分施行日において船齢施行日後最初に行われる定期検査又は中間検査が開始された第一条第十五項の船が二十十年以上以上の船

船舶の区分施行日において船齢施行日後最初に行われる定期検査又は中間検査が開始された第一条第十五項の船が二十十年以上以上の船

船舶の区分施行日において船齢施行日後最初に行われる定期検査又は中間検査が開始された第一条第十五項の船が二十十年以上上の船

船舶の区分施行日において船齢施行日後最初に行われる定期検査又は中間検査が開始された第一条第十五項の船が二十十年未満の船

（施行期日） 第一条 この省令は、平成十六年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。 （特殊貨物船運送規則の一一部改正に伴う経過措置） 第三条 現存船については、新特貨規則第十五条の六第三項及び第四項の規定は、前条第一項の表の上欄に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる日までの間は、適用しない。	（施行期日） 第一条 この省令は、平成二十三年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。 （経過措置） 第四条 現存船については、新特貨規則第十五条の六第三項及び第四項の規定は、前条第一項の表の上欄に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる日までの間は、適用しない。
（施行期日） 第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。 （経過措置） 附 則（平成一二年一月二九日運輸省令第九号）抄 （施行期日） 第一条 この省令の施行前にした申請に係る手数料に関する事項は、なお従前の例による。	（施行期日） 第一条 この省令は、平成十七年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。 （経過措置） 附 則（平成一七年三月二八日国土交通省令第一九号）抄 （施行期日） 第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。 （経過措置） 附 則（平成一八年三月三一日国土交通省令第三〇号）抄 （施行期日） 第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。 （経過措置） 附 則（平成一八年三月三一日国土交通省令第三二号）抄 （施行期日） 第一条 この省令は、平成十三年三月三〇日国土交通省令第七二号）抄 （施行期日） 第一条 この省令は、平成十三年三月三〇日国土交通省令第三二号）抄 （施行期日） 第一条 この省令は、平成十四年七月一日から施行する。 （経過措置） 附 則（平成一四年六月二八日国土交通省令第七九号）抄 （施行期日） 第一条 この省令は、平成十四年七月一日から施行する。 （経過措置） 附 則（平成一八年三月三一日国土交通省令第三一号）抄 （施行期日） 第一条 この省令は、平成十八年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。 （経過措置） 附 則（平成二〇年一〇月二九日国土交通省令第八八号）抄 （施行期日） 第一条 この省令は、平成二十一年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。 （経過措置） 附 則（平成二一年一二月二十五日国土交通省令第七〇号）抄 （施行期日） 第一条 この省令は、平成二十二年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
（施行期日） 第一条 この省令は、平成二二年九月二四日国土交通省令第四七号）抄 （施行期日） 第一条 この省令は、平成十六年三月一日から施行する。 （経過措置） 附 則（平成一六年二月二六日国土交通省令第六号）抄 （施行期日） 第一条 この省令は、平成二十三年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。 （経過措置） 第二条 施行日に現に運送のため船舶に積載されている固体貨物については、当該運送が終了するまでは、なお従前の例による。	（施行期日） 第一条 この省令は、平成二十三年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。 （経過措置） 第二条 施行日に現に運送のため船舶に積載されている固体貨物については、当該運送が終了するまでは、なお従前の例による。 （経過措置） 第三条 地方運輸局長（この省令による改正前の特殊貨物船運送規則第一条の二に規定する地方運輸局長をいう。以下同じ。）は、施行日前においても、この省令による改正後の特殊貨物船舶運送規則（以下「新規則」という。）第十五条の二の三第一項の固体貨物の性状及び積載方法についての確認に相当する確認（以下「相当確認」という。）をすることができる。 （経過措置） 第三地 方運輸局長は、相当確認をしたときは、当該固体貨物に係る相当確認を受けた者に対し、新規則第十五条の二の三のばら積み固体貨物確認書に相当する確認書を交付する。 （経過措置） 第四 地方運輸局長は、施行日前においても、相当確認を受けた固体貨物について、新規則第十五条の三の三第一項に規定するばら積み固体貨物積載證明書に相当する証明書を交付することができる。 （経過措置） 第五 第三項の規定により交付した確認書及び前項の規定により交付した証明書は、施行日以後は、それぞれ新規則第十五条の二の三第三項の規定により交付されたばら積み固体貨物確認書及び第十五条の三の三第一項の規定により交付されたばら積み固体貨物積載證明書とみなす。 （経過措置） 第六 新規則第三十三条规定及び第四項の規定は、第三項の確認書及び第四項の証明書の交付について準用する。この場合において、新規則第三十三条第三項中「確認」とあるのは「相当確認」と、読み替えるものとする。 （経過措置） 第七 第三項の確認書及び第四項の証明書の交付について準用する。この場合において、新規則第三十三条第三項中「確認」とあるのは「相当確認」と、読み替えるものとする。 （経過措置） 第八 この省令は、平成二十七年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次条第三項から第六項までの規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)  
第二条 施行日に現に運送のため船舶に積載されている液状化物質については、当該運送が終了するまでは、この省令による改正後の特殊貨物船舶運送規則（以下「新規則」という。）の規定にかかるらず、なお従前の例による。

3 地方運輸局長（この省令による改正前の特殊貨物船舶運送規則第一条の二に規定する地方運輸局長をいう。以下同じ。）は、施行日前においても、新規則第十六条の三第一項の規定による承認に相当する承認（以下「相当承認」という。）を行うことができる。

4 地方運輸局長は、前項の相当承認をしたときは、当該相当承認を受けた者に対し、新規則第十六条の三第四項の水分管理手順書承認書に相当する承認書（以下「相当承認書」という。）を交付する。

5 前項の規定により交付した相当承認書は、施行日以後は新規則第十六条の三第四項の規定により交付された水分管理手順書承認書とみなす。この場合において、当該承認書の有効期間の起算日は、前項の規定によりその交付をした日とする。

6 新規則第三十三条规定及び第九項の規定は、第四項の相当承認書の交付について準用する。この場合において、新規則第三十三条规定項中、「承認」とあるのは、「相当承認」と読み替えるものとする。

7 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 附 则（平成二十八年四月二六日国土交通省令第四五号）抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中危险物船舶運送及び貯蔵規則第三百九十五条の次に一条を加える改正規定並びに第二条中特殊貨物船舶運送規則目次の改正規定、同令第一条の二の二の次に一条を加える改正規定（同令第一条の二の三の第三項（同項の規定を改正後の危险物船舶運送及び貯蔵規則第三百九十五条の次に一条を加える改正規定並びに第二条中特殊貨物船舶運送規則目次の改正規定、同令第一条の二の二の次に一条を加える改正規定、同令第三条の二の二の第三次に「認定」とあるのは「相当認定」と、読み替えるものとする。）に係る部分に限る。）及び同令第三十六条第二項を削り、同条の次に二条を加える改正規定は、平成二十八年七月一日から施行する。

（経過措置）

3 第一項ただし書に規定する規定の施行の日前に船積みされたコンテナを運送する場合について

ては、当該運送が終了するまでは、この省令による改正後の特殊貨物船舶運送規則の規定にかかるらず、なお従前の例によることができる。

附 则（平成二八年一二月二七日国土交通省令第八五号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、次条第三項から第六項までの規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に含水液状化物質による改正前の特殊貨物船舶運送規則第十八条第一項に規定する含水液状化物質をいう。」をばら積みして運送する船舶については、当該運送が終了するまでは、第一条の規定による改正後の特殊貨物船舶運送規則（以下「新特殊貨物船舶運送規則」という。）の規定にかかるらず、なお従前の例による。

3 この省令の施行の際現にある第一項の規定による改正前の特殊貨物船舶運送規則（以下「旧特殊貨物船舶運送規則」という。）第十一号様式による再交付申請書は、この省令の改正後の様式にかかるらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

4 地方運輸局長（旧特殊貨物船舶運送規則第一条の二に規定する地方運輸局長をいう。以下同じ。）は、施行日前においても、新特殊貨物船舶運送規則第二十七条の二第一項の規定による認定に相当する認定（以下「相当認定」という。）を行つことができる。

5 地方運輸局長は、前項の相当認定をしたときは、当該相当認定を受けた者に対し、新特殊貨物船舶運送規則第二十七条の二第四項の乾燥粉状液状化物質運搬船認定書に相当する認定書（以下「相当認定書」という。）を交付する。

6 前項の規定により交付した相当認定書は、施行日以後は新特殊貨物船舶運送規則第二十七条の二第四項の規定による認定書に相当する認定書（以下「相当認定書」という。）を交付する。

7 新特殊貨物船舶運送規則第三十三条第八項の規定は、第五項の相当認定書の交付について準用する。この場合において、新特殊貨物船舶運送規則第三十三条第八項中、「認定」とあるのは「相当認定」と、読み替えるものとする。

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現に交付されている第一号様式による改正前の特殊貨物船舶運送規則第二号の七様式による水分管理手順書承認書、第五号様式による運送許容水分測定表、第六号様式による水分測定表、第八号様式による液状化物質積付検査証、第十号様式による含水液状化物質運搬船認定書及び第十三号様式による乾燥粉状液状化物質運搬船認定書は、それぞれ同様式による水分測定表、第八号様式による液状化物質積付検査証、第十号様式による含水液状化物質運搬船認定書及び第十三号様式による乾燥粉状液状化物質運搬船認定書は、それぞれ同様式による改正後の特殊貨物船舶運送規則第二号の七様式による水分管理手順書承認書、第五号様式による液状化等物質運送許容水分測定表、第六号様式による液状化等物質運搬船認定書及び第十三号様式による乾燥粉状液状化等物質運搬船認定書とみなす。

第1号様式（第8条関係）

第1号様式(第8条関係)	
船舶運送規則承認申請書	
年 月 日	申請者の氏名又は船舶登録番号
船舶運送規則承認申請書の規定に従事します。	
附 帯 17 号	附 帯 18 号
船舶運送規則承認申請書の規定に従事します。	

行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附 则（令和二年一二月二三日国土交通省令第九八号）

（施行期日）

第一条 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 则（令和五年一〇月二日国土交通省令第八二号）

（施行期日）

1 この省令は、令和五年十二月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現に交付されている第一号様式による改正前の特殊貨物船舶運送規則第二号の七様式による水分管理手順書承認書、第五号様式による運送許容水分測定表、第六号様式による液状化物質積付検査証、第十号様式による含水液状化物質運搬船認定書及び第十三号様式による乾燥粉状液状化物質運搬船認定書は、それぞれ同様式による改正後の特殊貨物船舶運送規則第二号の七様式による水分管理手順書承認書、第五号様式による液状化等物質運送許容水分測定表、第六号様式による液状化等物質運搬船認定書及び第十三号様式による乾燥粉状液状化等物質運搬船認定書とみなす。

第2号様式(第15条関係)	
船舶運送規則承認申請書	
年 月 日	申請者の氏名又は船舶登録番号
船舶運送規則承認申請書の規定に従事します。	
附 帯 1 1 号	附 帯 2 1 号
船舶運送規則承認申請書の規定に従事します。	

第2号様式（第15条関係）

第2回の提出式(1回目からの提出)	
はらみ製肉体物産認定申請書	
年 月 日	申請者の氏名又 は登録登記者
動物貿易規制手帳第10号の規定の範囲により提出します。	
ばらし肉類の出荷品目 Item No. : <u>Carcass</u>	
Description	
貨物の性状 Characteristics	<p>種別： 成年牛 性別：雄 年齢：3歳 性別：雄 年齢：3歳 成年牛（雄） 性別：雄 年齢：3歳 成年牛（雄） 性別：雄 年齢：3歳</p>
輸出地 Export Country	
輸入地 Import Country	
輸送方法 Transportation Method	
輸送日 Date of Transport	
輸出港 Port of Export	
輸入港 Port of Import	
運送会社 Carrier	
運送条件 Conditions	<p>輸送日(1回目提出時) 2024/4/1 輸送方法 船積み(海上輸送) 運送会社 大日本通運 其他提出書類 None</p>

紧急避难所の場所:	
避難訓練:	
Presentations :	
避難要員:	
避難訓練の実施:	
避難訓練の場所:	
避難訓練の日付:	
避難訓練の内容:	
避難訓練の結果:	
備考:	
備考:	

第2号の4様式（第15条の3の3関係）

## 第2号の5様式（第15条の3の3関係）

## 第2号の6様式（第16条の3関係）

第2号の7様式（第16条の3関係）

第2号の7様式(第16条の3関係)

航 线 号 码	Serial Number
水 品 质 量 保 证 书	
THE MOISTURE CERTIFICATE FOR SOLID BULK CARGO	
Issued under the provision of paragraph 4.3.2 of the International Maritime Solid Bulk Carriage (IMBC) Code relating thereto under the authority of the Government of Japan.	
航送人の名称及び船名	
Name and address of the shipper	
船舶名	
Port of loading	
積み港名	
Bulk cargo shipping name	
貨物を積むたる港の名及び方面に係る参照記号	
Reference	
水分を測定するための方法及び方針に係る記号	
Reference of the procedure for testing	
測定化粧品を保管するための手順及び方針に係る記号	
Reference of the procedure for storing	
この規約の基準となる審査	
Date of initial/review verification on which this approval is based	
上記の規約に示す手順及び方針に係る測定結果を報告する場合に適用して下さい。を承認する。	
This is to approve the procedures mentioned above and that they have been carried in accordance with IMO L/Circ.1404/Add.2	
特記事項	
この規約は、特殊貨物輸送規則適用範囲外の場合は適用されません。 This regulation does not apply to special goods subject to the scope of the special regulations.	
水分を測定する場合に適用する規約	
This approval is valid until _____ subject to verifications in accordance with IMO L/Circ.1404/Add.2	
上記の期日まで有効です。	
発行場所及び日付	
Issued at _____ Date of issue of certificate	

(交付の日)

Date of issue

施 方 業 種 別  
業 動 使 用 船 長  
地 方 港 稽 司 渡 渡 機 司 長  
港 稽 司 港 稽 司 港 稽 司 長 (同上)  
港 稽 司 港 稽 司 港 稽 司 長  
地 方 港 稽 司 港 稽 司 港 稽 司 長  
所 製 組 分 事 務 局 長  
運 輸 事 務 局 長

第3号様式（第17条関係）

第3号様式(第17条関係)

測定化粧品運送許容水分散測定申請書	
年 月 日	申請者の氏名又は本名及び住所
特別貨物輸送規則第17条第3項の規定により申請します。	
測定化粧品の種類 測定 分 類 け る 所 製 造 企 画 開発者氏名及住所 其の内訳	
年 月 日	

第4号様式（第17条関係）

第4号様式(第17条関係)

測定化粧品水分分散測定證書			
年 月 日	申請者の氏名又は本名及び住所		
特別貨物輸送規則第17条第3項の規定により申請します。			
測定化粧品の種類 測定 分 類 け る 所 製 造 企 画 開発者氏名及住所 其の内訳			
測定化粧品の種類 測定 分 類 け る 所 製 造 企 画 開発者氏名及住所 其の内訳			
測定化粧品の種類 測定 分 類 け る 所 製 造 企 画 開発者氏名及住所 其の内訳			
測定化粧品の種類 測定 分 類 け る 所 製 造 企 画 開発者氏名及住所 其の内訳			

**第5号様式  
(第17条関係)**

第5号様式(第17条関係) 液状化等物質運送許可水分測定書	
年 月 日	
地 方 運 輸 局 長 姓 名 地 方 通 信 局 長 姓 名 地 方 通 信 局 機 關 長 姓 名 検定申請者の氏名及 (氏名) 計量器の氏名又は業 (氏名) 測定料の氏名 (氏名)	
備考	
特殊資機械運送規則第17条第4項の規定により交付します。	

**第6号様式  
(第17条関係)**

第6号様式(第17条関係) 液状化等物質水分測定書	
年 月 日	
地 方 運 輸 局 長 姓 名 地 方 通 信 局 長 姓 名 地 方 通 信 局 機 關 長 姓 名 検定申請者の氏名及 (氏名) 計量器の氏名 (氏名) 測定料の氏名 (氏名)	
備考	
特殊資機械運送規則第17条第4項の規定により交付します。	

**第7号様式  
(第25条関係)**

第7号様式(第25条関係) 液状化等物質輸付検査申請書	
年 月 日	
輸出者 氏名 及び住所	
輸入者 氏名 及び住所	
特殊資機械運送規則第25条第2項の規定により申請します。	
輸送方法 (種類) 梱包 (種類) 方法 重量 容積 水 分	

**第8号様式  
(第25条関係)**

第8号様式(第25条関係) 液状化等物質輸付検査表	
年 月 日	
地 方 運 輸 局 長 姓 名 地 方 通 信 局 長 姓 名 地 方 通 信 局 機 關 長 姓 名 検定申請者の氏名及 (氏名) 計量器の氏名 (氏名) 測定料の氏名 (氏名)	
備考	
特殊資機械運送規則第25条第2項の規定により交付します。	

第9号様式（第27条関係）

第9号様式(第27条関係)  
名水浄化等物質運搬本設定申済書

年 月 日

船舶所有者の氏名  
又は本名及び住所

船種登録番号	船名	船籍港	船籍港の所在
空木浄化等物質を 運搬する船名 並びに 船籍港	規則第12条の規定 に依拠するバケスト・ポンプ 船	横浜港	神奈川県横浜市
		名前	新力
			トン/時

第10号様式（第27条関係）

第10号様式(第27条関係)  
名水浄化等物質運搬本設定申済書

年 月 日

船舶所有者の氏名  
又は本名及び住所

船種登録番号	船名	船籍港	船籍港の所在
空木浄化等物質を 運搬する船名 並びに 船籍港	規則第12条の規定 に依拠するバケスト・ポンプ 船	横浜港	神奈川県横浜市
		名前	新力
			トン/時
運送			

第11号様式（第27条関係）

第11号様式(第27条関係)  
名水浄化等物質運搬本設定申済書

年 月 日

船舶所有者の氏名  
又は本名及び住所

船種及び船名	船籍港	船籍港の所在
再交付を受けようとする者 並びに 運送		

第12号様式（第27条の2関係）

第12号様式(第27条の2関係)  
船舶の浄化等物質運搬本設定申済書

年 月 日

船舶所有者の氏名  
又は本名及び住所

船種及び船名	船籍港	船籍港の所在
運行管理者及び船員		

第13号様式（第二7条の2関係）

第13号様式(第27条の2関係) 船舶の既存化等物質的認定書		
船種及び船名	船舶番号	船舶所有者の氏名 又は其舟及び住所
銀行の勘定及び船倉		箇号
船舶所有者の既存化等物質的認定書の記載事項の規定により交付します。 年 月 日 地方運輸局運輸支局長 地方運輸局運輸支局長 船舶監査監査係監査係監査係 船舶監査監査係監査係監査係 船舶監査監査係監査係監査係 船舶監査監査係監査係監査係 (氏名) (印)		

第14号様式（第27条の2関係）

第14号様式(第27条の2関係) 船舶の既存化等物質的認定書再交付申請書		
年 月 日	船舶所有者の氏名 又は其舟及び住所	
船種及び船名	船舶番号	認定書の番号及び交付年月
再交付を受けようとする者 由		
箇号		